

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」〔仮称〕（案）に寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	<p>次代を担う子どもたちや妊産婦、保護者、家族等の健康を受動喫煙から守るため、以下の観点を盛り込んでいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの健やかな出生・成長、親や妊産婦の健康と病気予防のため、受動喫煙の危害防止対策とともに、親や妊産婦等が喫煙者の場合は禁煙を促す施策が重要。 ○乳幼児や幼稚園児等の父母、その家族に喫煙者がいる場合、受動喫煙防止のためにも、禁煙促進の働きかけや啓発・講習等の実施が望まれる。 ○子どもだけでなく、保護者や職員等の健康を受動喫煙から守るため、施設敷地内はもとより、敷地外での催し等でも全面禁煙の徹底・遵守をお願いします。 ○たばこの煙から子どもや妊産婦を守る抜本的施策が必要であり、受動喫煙の防止に係る条例の制定や、飲食店等における受動喫煙の健康リスクの明示の義務付けも有効。 	<p>妊産婦や子どもの受動喫煙防止や、妊産婦への禁煙啓発等について、本計画では、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」という包括的な施策として盛り込んでおり、個々の対策については、事業を実施していく中で、御意見を参考に対応することとしているため、原文のままとさせていただきます</p> <p>なお、受動喫煙防止に関する条例の制定等については、直ちに取組む予定はありませんが、今後の各施設における喫煙対策の進捗状況や、県民からの御意見、国や他県の動向などを踏まえながら、必要であれば検討したいと考えています。</p>
2	<p>放課後児童クラブ等の支援員として学童の親を優先的に雇用すれば、働く場・収入が得られるだけでなく、親同士での柔軟な勤務体制、緊密な連携も可能となり、更に預ける側の親も安心できる。</p> <p>このため、69ページ「2 放課後児童対策の充実」の「具体的な施策」として、「(3) 児童保護者の積極的な活用」(仮)を追加し、「児童の保護者から優先的に支援員の雇用を行い、親同士の連携を図るとともに、様々な働き方ができる職場を提供することで、保護者にも児童にもよりよい環境を実現します」との旨の文言を入れるべきである。</p>	<p>放課後児童クラブは、児童に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る場所であり、その目的が達成されるよう、各クラブともクラブの実情に応じた適切な人材配置に努めているところです。</p> <p>このため、支援員としての資質や能力を備えた人物を優先的に雇用することが重要であり、児童の親という理由のみで優先的に雇用すれば、クラブの適正な運営に支障を来すおそれも考えられることから、御意見を本計画に取り入れることは見合わせていただきます。</p>
3	<p>学校はただの教育機関であるだけでなく、地域の重要なインフラとして機能していることから、コミュニティ再構築のための重要拠点の一つとして位置付けるべきであり、74ページ「2 魅力ある学校づくり」の「現状と課題」にある「地域や保護者、子どもたちに愛され、信頼される学校であること」を、「地域や保護者、子どもたちに愛され、またその三者と教職員とが連携する場として、校区等のコミュニティの中心になるべく信頼される学校であること」とすべきである。</p>	<p>「地域や保護者、子どもたちに愛され、信頼される学校」の文言に、「三者と教職員とが連携する場」、また、「校区等のコミュニティの中心」という意味が含まれていると解しておりますので、御意見を本計画に取り入れることは見合わせていただき、原文のままさせていただきます。</p>

4	<p>俳句をはじめ関連技能・趣味を持つ地域住民の協力を得て、県内の小中学校で様々な文化部が生まれる機会を確保し、児童生徒の文化面での活躍を後押しすべきであり、74 ページ「2 魅力ある学校づくり」の「具体的な施策」(1)の「地域住民等と連携し、放課後子ども教室の取組みや学校支援ボランティア活動、土曜日の教育活動の推進を図ります。」を、「地域住民等と連携し、放課後子ども教室の取組みや学校支援ボランティア活動、土曜日の教育活動および、新規・従来の部活動やクラブ活動などへ関連技能・趣味を持つ地域住民に校外顧問として協力してもらう取り組みの推進を図ります。」とすべきである。</p>	<p>放課後子ども教室や学校支援ボランティア活動、土曜日の教育活動は、多様な経験や知識・技能等をもつ地域住民等の参画・協力を得ることによって、地域ぐるみで子どもたちの健やかな育成を図る取組みで、取組みの内容としては、地域住民が、授業、部活動・クラブ活動、放課後等において、伝統文化やスポーツ等の知識や技能を生かして教育支援を行うことによって、教育活動の充実を図るものです。</p> <p>本計画は、施策の方向性を示すものであり、個々の対策については、事業を実施していく中で、御意見を参考に対応することとしているため、原文のままとさせていただきます。</p>
5	<p>スクールカウンセラーやいじめ相談ダイヤルに相談が持ち込まれたときには、既に事態が深刻化している場合が多いので、ふとした会話等が解決の糸口に繋がるよう、普段から児童生徒と気軽に接触し、自然に会話できる教職員、地域住民を一定数確保しておくべきである。</p> <p>このため、教職員については、県独自で児童生徒と接触できる時間を確保するための施策を講じる必要があり、76 ページ「3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり」の「具体的な施策」(4)に「児童生徒との接触の時間がなくなっている教職員の現状に対し、地域住民有志へ書類作成などのアウトソーシングできる事務的な事柄は積極的に分け合い、児童生徒と教職員とが接触できる時間の確保を図ります。』との旨の文言を新たに入れるべきである。</p> <p>また、地域住民については、児童生徒が気軽に会話できるよう、部活動を通じての日常的接触及び「斜めの関係」の生成を図る必要があり、(4)に「親でも先生でもない大人と児童生徒との「斜めの関係」の生成を図るため、校内へ地域住民に入ってもらい、協力できる所でその協力を得つつ、児童生徒と日常的に接する空間を作るよう奨励します。」との旨の文言を新たに入れるべきである。</p>	<p>教職員の負担軽減については、様々な分野から取り組んでいるところですが、ご提案の事務アウトソーシングに関しましては、解決すべき様々な課題があることから、今後負担軽減の一つの視点として考えていくこととし、御意見を本計画に取り入れることは見合わせていただきます。今後ともあらゆる視点から負担軽減を図って参りたいと考えております。</p> <p>また、各学校は、現在も、地域住民に積極的に働き掛け、可能な範囲での支援を受けているところであり、御意見は参考として承り、本計画に取り入れることは見合わせていただきます。今後とも新たな視点からの地域連携を探っていきたいと考えております。</p>
6	<p>学校内といえども、いじめは犯罪であることを明文化すべきであり、76 ページ「3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり」の「具体的な施策」(5)の「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します」は、「校内犯罪の防止、犯罪の早期発見及び犯行への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します」とすべきである。</p>	<p>昨年度施行(平成25年9月)された「いじめ防止対策推進法」に明記されているいじめの定義により、いじめの全てを犯罪として一括りにできないことから、原文のままとさせていただきます。</p>

7	<p>伊予市の少女殺人事件が、市・警察・児童相談所の全ての機能不全ゆえに起きてしまった反省すべき事柄として記載されていないので、78ページ「1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実」の「現状と課題」にある「このため～」の前に「殊に、近年伊予市の団地において家出していた少女の殺人事件においては、以前から近隣住民の通報が相次いでいたにもかかわらず、伊予市・警察・児童相談所の三者が見殺しにしたと言ってもよい失態を犯してしまったのは、記憶に新しいところです。」との一文を挿入すべきである。</p>	<p>伊予市の少女傷害致死事件については、今後の公判等を通じて事件の全容解明がなされていくものと考えており、御意見は参考として承り、原文のままとさせていただきます。</p>
8	<p>児童相談所の人員不足を解決するためには、予算がない以上、近隣住民が強制的に子どもの安全を確保することを認める以外にないことから、78ページ「1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実」の「具体的な施策」(1)に「児童相談所の不足した人員では手が回らない現状に対し、近隣住民が警察等へ事前連絡を入れるなど必要な措置を取った後、強制的に子供の安全を確保するための強行突入・連れ去り・隠匿を認めるなど、児童相談所に代わって近隣住民自ら子供の安全を図る手立てが合法化されるよう、関係条例・法規の改正・制定に努めます。」との旨の文言を新たに入れるべきである。</p>	<p>児童虐待には、児童相談所や市町、関係機関により児童虐待防止のネットワークを構築し、それぞれの機関が連携して対応しているところであり、児童相談所のみにも過度な負担がかからないよう、関係機関が連携を強化していくことが求められているため、御意見は参考として承り、本計画に取り入れることは見合わせていただきます。</p>
9	<p>虐待から子どもが自ら逃げ込むためのシェルターについて言及されておらず、また、NPO法人が運営している「愛媛県子ども自立支援センター」のような虐待のみならず家庭から離れざるを得ない子ども向けのシェルターは行政自らが用意すべきものであることから、78ページ「1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実」の「具体的な施策」(5)に「学校等を通じ、何が虐待であるのかの情報提供を行い、それと共に虐待の存在する家庭から子ども自ら逃げ込んでいくための避難先も早急に用意します。」「また、その避難先となるべき施設は、虐待のみならず様々な事情で家庭から離れて自立しなければならない子ども一般にも開放し、子どもが自ら望ましい環境を得るための拠点とします」との旨の文言を新たに入れるべきである。</p>	<p>児童虐待は約8割が小学生までの子どもに対するものであり、近隣住民や警察からの通報により、児童相談所や市町が相談等を行うとともに、子どもたちの発するSOSに対しても、地域社会全体で目配りを行い、児童相談所を中心に対応しておりますので、御意見は参考として承り、原文のままとさせていただきます。</p>
10	<p>「まもるくんの会社」などを、犯罪のみならず、虐待に遭っている場合の避難先としても用いることができないか検討してもらうべきであり、86ページ「1 安心・安全なまちづくり」の「具体的な施策」(1)の「まもるくんの会社」や「まもるくんの車」の設置推進に努めます。」を、「まもるくんの会社」や「まもるくんの車」の設置推進に努めるの</p>	<p>「まもるくんの会社(車)」は、子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報等を行うことにより、犯罪の被害防止等を図ることを目的としています。 このため、犯罪であるかどうかにかかわらず、子どもが危険から身を守る際に駆け込むことができる緊急避難先であり、子どもが虐</p>

	<p>みならず、従来より協力いただいている関係先には、虐待からの緊急避難先としてもご協力願えないかご検討いただき、子どもの避難先をより多く確保します。』とすべきである。</p>	<p>待に遭っている場合も含まれますので、原文のとおりとさせていただきます。</p>
11	<p>わが国では、これからの人口減少によって失われる人材の量を補って余りある人材の質を確保しなければならず、そのためにも、子どもがどの分野で優れた能力を有しているか判別し、その判別結果に応じて他人とは違う質の高い教育を施すことも必要となるはずである。</p> <p>このため、101 ページ「1 子どもの貧困対策計画」にある「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するため、」を、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、生まれ持った素質が生かされたり殺されたりしてしまうことのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と能力に応じた教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するため、」とすべきである。</p> <p>また、「2 子どもの貧困対策の推進」の「1 教育の支援」にある「全ての子どもが基礎学力を身につけ、希望する進路が実現できるよう、確かな学力の育成を支える必要があります。」を、「全ての子どもが基礎学力を身につけ、また特定の分野において生得的に能力が高いと判別された子どもについては、その分野に関してさらに発展的なカリキュラムのもとに学力を伸ばし、希望する進路が実現できるよう、確かな学力の育成を支える必要があります。」とすべきである。</p> <p>さらに、「(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開」に「⑤ 公立の学校教育による、ギフテッドの能力に応じた学力の保証」(仮)を追加し、「特定の分野に関して高い能力を示す、いわゆるギフテッドであるか否かの判別テストを全公立校へ導入、全ての児童に適用します。」及び「その結果を基に、能力に応じた教育機会の平等を実現するため発展的なカリキュラムを、該当する児童生徒に適用します。」との旨の文言を新たに入れるべきである。</p>	<p>すべての子どもたちの基礎学力の保証と同時に、能力が高い児童をさらに伸ばしていくことも大切なことであると捉えておりますが、現段階での判別テストの導入及び発展的なカリキュラムの適用については、国レベルでの学校体系の複線化等、様々な課題が考えられるため、御意見は参考として承り、本計画に取り入れることは見合わせていただきます。</p>